



2022年5月18日

各位

会社名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 一郎
(コード番号:6448 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 CSR&コミュニケーション部長 出原 遠宏
(TEL:052-824-2072)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月20日開催予定の第130回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定する旨の規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、規定の効力に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役の役位に関する変更

執行役員を中心とする業務執行体制の現状に即して、取締役の役位に関連する条文を見直すこととし、現行定款の第24条(役付取締役)を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月20日(月)
定款変更の効力発生日	2022年6月20日(月)

以上

別紙

変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役副会長各 1 名を選定することができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>